

災害事例
とその対策
No.23

フォークリフトにドラム缶専用アタッチメントを取り付け、空荷で急旋回させ転倒、 下敷きになる

1. 事業の種類 貨物運送事業
2. 労働者数 20名
3. 被災者 フォークリフト運転者 男性35歳 経験5年
4. 傷病名 内臓損傷
5. 災害発生状況
 - (1) 当事業場は、工場構内の貨物取扱いを請負っている。当日被災者は、始業10分前からのミーティングで責任者より当日の作業の指示を受け作業を開始した。
 - (2) 当日は、中身入りのドラム缶をドラム缶専用のフォークリフトで移動する作業からはじめた。
 - (3) 1.5時間位経った頃、トラックで空のドラム缶を構内へ運んできた同僚から、被災者に所定の置き場へ移動するよう依頼があった。
 - (4) (3)の作業が一段落後、同僚と被災者とで空ドラム缶を所定の場所に置く作業にかかった。同僚はトラックの荷台の上でドラム缶をクランプでうまくつかめるようにドラム缶を並べ変え終えていた。
 - (5) 被災者は4本ずつ空ドラム缶を専用のフォークリフトで置き場に運んでいった。数往復後、同僚は端数となるドラム缶があるのでそれを手で運び、空ドラム缶置き場でドラム缶の並びを整頓にかかった。
 - (6) 同僚はその作業中に「ガチャン」と大きな音がしたので振り向いてみるとフォークリフトが転倒し、被災者がそのヘッドガードの下敷きになっていた。
6. フォークリフト等について
 - (1) 事業場は、フォークリフトを4台所有、内3台がドラム缶用のクランプを装着していた。最大荷重900kg、マスト長さ340cm特定自主検査は前年12月、当日の作業開始前点検も実施済み。このドラムクランプは、クランプ長155cm幅60cm自重700kg、全回転仕様。
 - (2) 被災者はフォークリフト運転技能講習を修了、講習修了証携帯。
 - (3) 被災者は事業場内でドラムクランプフォークリフトの運転再教育を昨年（1年以内）に受講済み。
7. 作業計画について

作業計画は作成されていない。但しこの空ドラム缶を移動させる作業は日常的に行う作業であり、その作業場所、走行場所は事業場構内で定められており、作業方法は事実上定められている。
8. その他の状況
 - (1) 転倒場所はアスファルト舗装の平坦な場所。
 - (2) 左にカーブしていたことを示すスリップ痕（右前輪痕長さ5.25m、右後輪痕4.15m）が残されていた。
 - (3) 当フォークリフトの最小旋回半径は2.17m。
 - (4) 転倒したフォークリフトのアタッチメントは、高さ2.755mの位置にあった。この位置だと

前方視界を遮るものが無く運転はしやすい。

- (5) 事故直前のスピードは、不明であるが、スリップ痕があることから考えると10km/hより速い速度と、ハンドル操作がスピードに対して「急ハンドル」であると推測できる。

9. 原因

- (1) 速度超過に加えて急旋回しようとした。
(2) アタッチメントを上端近くまで上げて走行した。

10. 対策

- (1) 作業標準等を作成し、フォークリフト作業者に対して再教育を行い安全運転の徹底をさせること。
(2) フォークリフトの運転席に座席ベルトを取り付け、運転時装着させること。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- ・ 第26条（労働者の遵守義務）

労働者は事業者が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

- ・ 第151条の5（制限速度）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、あらかじめ、当該作業に係わる場所の地形、地盤の状態等に応じた車輛系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

また、運転者は制限速度を越えて運転してはならない。

